

## 学校いじめ防止基本方針

豊中市第十七中学校  
令和4年(2022年)4月4日

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「あたたかな思いやりのある生徒」「自ら学び、判断し、行動する生徒」「自由と責任を尊び、自己実現を図る生徒」をめざす生徒像として教育目標に掲げ、「人とのつながり大切に 笑顔の花を咲かせよう」の教育方針のもと、いかなる不合理や差別もしない・許さない人権尊重の精神に徹した教育に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

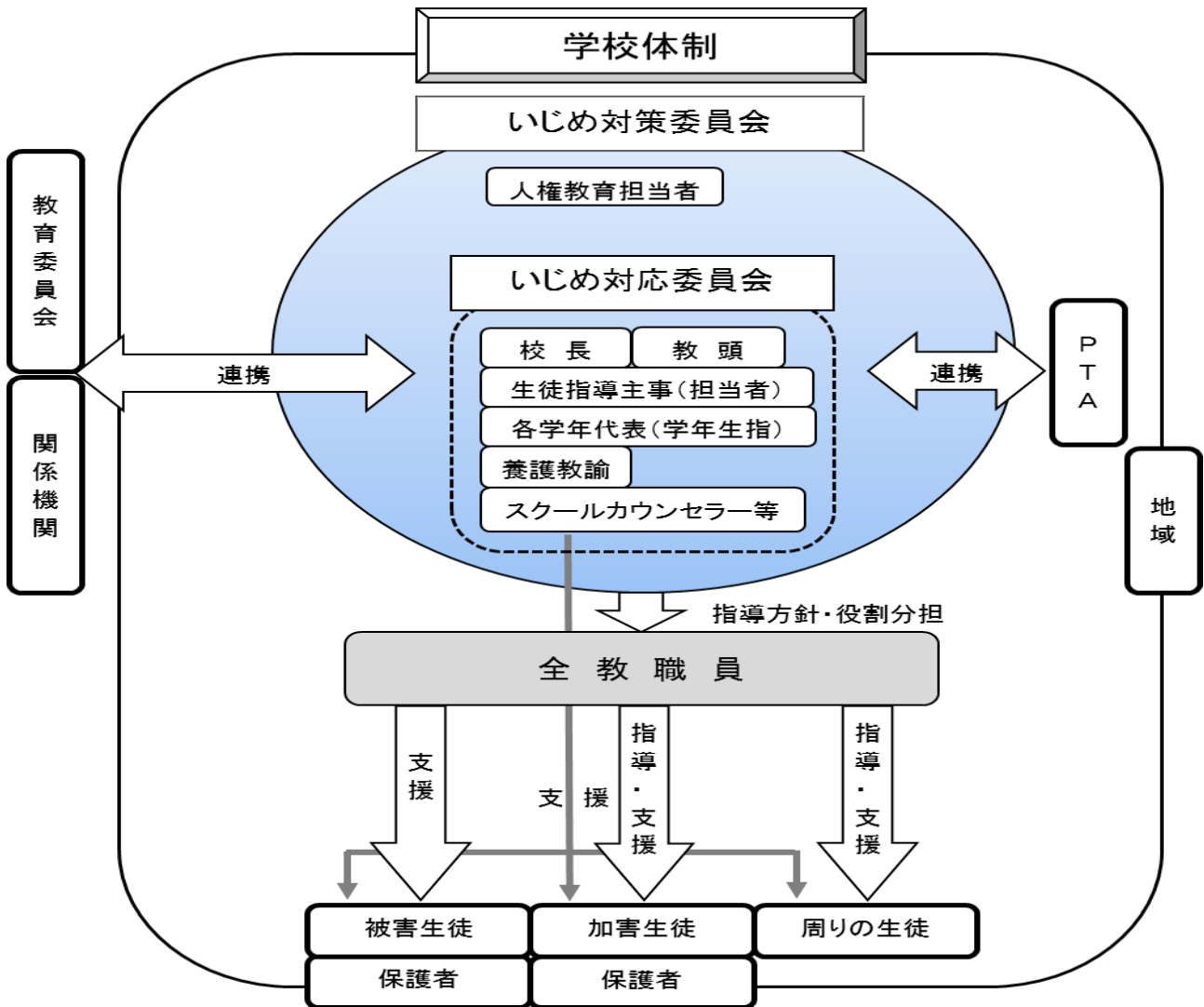
#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、SNS等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織  
 〈組織イメージ〉



「いじめ対策委員会」

(1) 構成員

校長，教頭，生徒指導主事（担当者），各学年代表（学年生指），養護教諭，  
 人権教育担当者，スクールカウンセラー等

(2) 実施時期

年度初めと各学期末の合計年4回実施。但し，状況に応じて臨時に行うこともある。

(3) 役割

いじめ対策委員会は，取組みが計画通りに進んでいるか，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じて学校の基本方針や計画の見直しなどを行う。（P D C A）

ア 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し・改訂

イ いじめの未然防止

ウ 教職員の資質向上のための校内研修

エ 年間計画の企画と実施・進捗のチェック

オ 各取組みの有効性の検証

## 「いじめ対応委員会」

### (1) 構成員

校長，教頭，生徒指導主事（担当者），各学年代表（学年生指），養護教諭，  
スクールカウンセラー

### (2) 実施時期

週1回。但し，状況に応じて臨時に行うこともある。

### (3) 役割

ア いじめの早期発見・対応

イ いじめやいじめが疑われる行為などの情報共有

ウ 事案対応の検討

## 4 いじめの未然防止のための年間計画（別添1）

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては，教育・学習の場である学校・学級自体が，人権尊重が徹底し，人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として，人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ，総合的に推進する必要がある。

特に，生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ，対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして，その取組みの中で，当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また，いじめは発達途上にある生徒の人間関係のもつれや行き違いなどから生じるものであることが多いことから，生徒たち自身で解決しトラブルを乗り越えていく力を，学校内外のあらゆる場で育むことが必要である。

いじめの未然防止の基本は，すべての生徒が，周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，授業や行事に主体的に参加・活躍できる集団づくり，学校づくりを進めていくことであると考え。本校の教育方針にある「人とのつながり」による居場所づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより，すべての生徒が集団の一員として自覚や自信が育まれる，互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出すことになる。

### 2 いじめの未然防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議・学年会議でも周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また，生徒に対しても，全校集会や学年集会，学級活動などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは絶対に許されないこと」であるとの雰囲気や学校全体に醸成していくこととともに，日頃から，生徒と教職員が具体的にいじめとは何かについて確認をし，共有する機会を作り出す。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合には、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。そのため人権感覚を磨く校内研修や生徒一人ひとりを大切にしたい授業づくりを進める。

## (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や学年・学校行事での仲間づくりの取組、読書活動、部活動や体験活動など学校の教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他人の役にたっていると感じることができたり、目標に向かい努力を続けたり、困難な状況を乗り越えるようになる体験の機会を提供し、生徒の自己有用感や自己肯定感が高められるように努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めたり、地域の活動に参加したりするなどして、幅広い大人から認められるような機会を積極的に設ける。

## (5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒が自らいじめについて学び、主体的に「いじめは絶対に許せない」という思いで仲間とともに生活を送ることが、いじめの未然防止になくってはならない要因である。そのため、生徒会や学年の議員を中心とする「いじめ撲滅宣言」や「仲間づくりの取組み（宿泊行事・体育大会・合唱コンクール）」、「あいさつ運動」など仲間とのつながりを実感でき、相手の思いが感じ取れるような取組みを教職員も同じ目線で取り組む。

## 第3章 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

## 2 いじめの早期発見のための措置

### (1) いじめの実態把握

実態把握の方法として、年3回学校生活に関するアンケートの実施・毎学期末の振り返り・生徒との二者懇談を活用し、いじめの実態把握に取り組み、学校生活の見直しと指導の方向性を探る。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるとともに、日常の観察として、授業と授業の休み時間の巡視、昼休みの昼食指導や巡視、休み時間や放課後の雑談のなかで生徒の様子に目を配ったりすることで情報の収集に努め、得た情報を教職員全体で共有する。

### (2) 保護者・地域との連携

保護者と連携して、授業参観やオープンスクールなど保護者が来校する機会を多く持ち、教職員と保護者が顔と顔が分かる関係づくりを行う。また、学年便りや学級便り、個人懇談、学級懇談会などを活用するなど、学校での出来事がいつでも保護者に伝わり、家庭での子どもの様子が学校にも伝わるような風通しのよい関係づくりを構築する。地域の方々とも連携し、いじめの未然防止に努めるため、登下校時の様子や地域での生徒の見守りや声かけをしてもらう体制を工夫する。

### (3) 相談体制

生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任や部活動の顧問、保健室など子どものことについて気軽に相談できる体制を整える。それとともに、学校だよりや学年だより、ホームページなどにより、相談体制について広く周知する。

### (4) 相談体制の点検

相談等により知り得た情報は適切に管理され機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

### (5) 個人情報の取り扱い

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に取り扱う。

## 第4章 いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

#### (1) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じることで、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添2）を参考にして、外部機関とも連携する。

## (2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害重大性等からさらに長期の間が必要であると判断され場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・心を確保する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プラン策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的注意深く観察する。また、本人の気持ちを尊重しながら、定期的に面談や声掛けを行う。

## 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

### (1) 初期対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を注意・指導する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

### (2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年生徒指導担当や生徒指導主事等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

### (3) 報告・相談

事実確認の結果いじめが認知された場合、教育委員会に報告する。

#### (4) 保護者への連絡

被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

#### (5) 所轄警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられた生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

#### (1) 事実関係の確認

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

#### (2) 安全の確保

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

#### (3) 環境の確保

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

#### (4) 支援

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

#### (1) 事実関係の確認

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する対処をする。

#### (2) 保護者との連携

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### (3) 指導

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱え

る問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

### (1) 働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、見て見ぬふりをしていたり、面白がったり、はやしたてたりしていても、いじめられた生徒にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されないことであり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

### (2) 集団づくり

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

### (1) 対応

インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

### (2) 外部機関との連携

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

### (3) 情報モラル学習

教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。



## 第5章 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

### 2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

### 3 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 4 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

### 5 地域や家庭との連携について

学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 6 「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改訂

この「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ対策委員会」によって、適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正・改訂を行うものとする。

平成30年（2018年）3月30日 改訂

令和 元年（2019年）7月31日 改訂

令和 3年（2021年）4月2日 改訂

令和 4年（2022年）4月6日 改訂

## 参考

いじめに関する相談窓口

◇教育相談窓口（児童生徒課 生徒指導係 青年の家いぶき内）

電話番号 06-6866-0783（月曜日～金曜日 10時～17時）

◇教育相談総合窓口（児童生徒課 生徒指導係 教育センター内）

電話番号 06-6840-8121（月曜日～金曜日 10時～17時）

◇こども総合相談窓口（こども相談課 すこやかプラザ内）

電話番号 06-6852-5172（365日 24時間）

◇こども専用フリーダイヤル（こども相談課 すこやかプラザ内）

電話番号 0120-307-874〈通話料無料〉（365日 24時間）

